

# アート振興を条例化した先進事例:「群馬パーセントフォーアート」推進条例

パーセントフォーアート研究委員会

公共の施設を建設する際に、その費用の一定割合(1%前後)を予算として、その建築に芸術・アートを付加するために支出しようという制度、それがパーセントフォーアート(以下、PFA)です。この制度が法律等によって義務付けられれば、必然的に、人々はアートに触れる機会が多くなります。これはaacaの理念「美しくゆとりある環境の街づくりを!」に合致するもので、aaca憲章に「5.文化的な空間創造のための「1パーセント運動」を提唱する。」が掲げられているのは、このことに寄ります。

日本では、1970年代後半から80年代にかけて全国で数多くの自治体が1%事業に着手し、文化行政における一種のブームや流行の様相を呈していましたが、バブル以降は財政難という要因もあって、大半の自治体で事業は終了、90年代以降は立ち消えとなっています。

PFA研究委員会は常置委員会として設立してから約1年。これまでの間、法制化している他国の事例や国内における文化芸術振興の研究・勉強会を重ねてきました。今年7月には、全国初のPFAの条例化を実現させた群馬県を訪問。担当の地域創生部文化振興課において、条例化の背景や経緯、今後の活動などを伺うと共に、意見交換を行ってきました。

2023年4月1日に施行された「群馬パーセントフォーアート」推進条例は、「県予算の一定割合をアート振興に充てることを明文化した全国初の条例」です。欧米発の「1% for art」の精神を生かしながら、アートの持つ様々な力を活用し、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県を実現させると共に、県民の幸福度の向上を図るため、条例として制定されました。

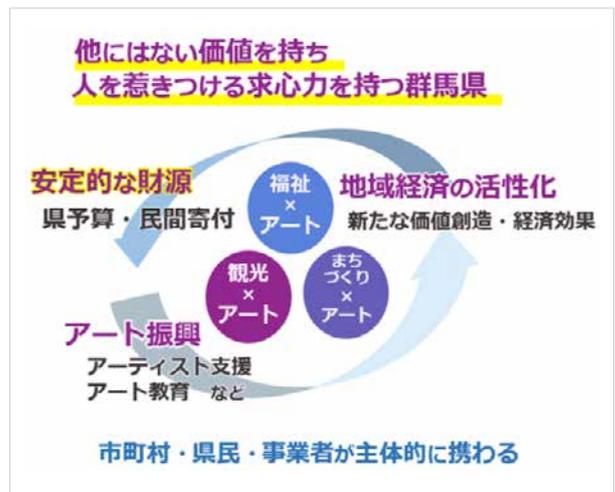
2019年7月に県知事となった山本一太氏は知事立候補前から政策集にPFAを掲げており、それがPFA条例化へ向けた第一歩となりました。群馬なら

ではの芸術活動の推進方策を検討するために「アートによる地域創造会議」を設置。そこでは、公共建築費の1%はパブリックアートではなく、アーティストへの支援、若手の育成に力を入れるべきという意見が主体となり、県としてはモノからコトを中心にこの政策を進め、

- 1.アーティスト支援
  - 2.アート教育・体験
  - 3.地域振興・経済効果
- の3本柱によって取り組むことになっていきます。そして、それは県内にあるアーティスト・イン・レジデンス(作家滞在型制作)へと発展します。

他の自治体においてもPFA政策により建設費の1%を削られることへの抵抗感が大きいとの考えが潜在しており、群馬県としての姿勢を示すことが重要であると条例制定となっていったのです。山本知事は、PFAの根源には「地域が変わり経済がまわるもの」だとする考えもあり、公共事業費の1%を削るという概念から、建設費にその分を上乗せし、投資額を増やし資産価値を高める施策に軸足を置きました。そして令和6年度の予算規模は投資的経費の0.1%となっていました。

意見交換の中では、  
・知事が交代になったとしても、条例化されていれば政策は継続される。  
・文化芸術振興を継承し発展することが大切。条例をつくって終わりではなくアート振興活動を続けていきたい。  
・条例は発展途上、やるべきことはまだまだある。  
・パブリックアートは設置だけでは忘れられてしまう。中之条ビエンナーレはアーティスト・イン・レジデンスの滞在制



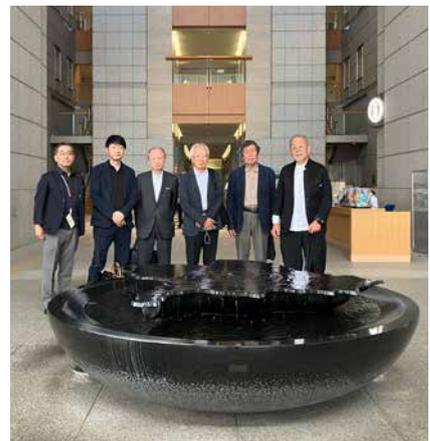
「群馬パーセントフォーアート」推進条例の考え方 (文化庁文化経済部会説明資料より抜粋)

作の成果を発表し、一定期間展示して撤去するが、多くの人が訪れている。維持管理も含めた展示期間の検討も重要だと感じている。

・今後の課題は、群馬県のPFAを行っていくことで県が豊かな社会になることを、県民に気付いてもらう事。など貴重な意見を伺えました。

また、本来は国が制度化すべきだが、国レベルの法制化に至る前に群馬県でやるしかないと進めてきた、といったことも話され、強い意志で政策を推進してきたのだと感じ取ることができました。

当委員会では、aaca会員のPFAへの認知度を高めると共に、近い将来の国の法制化の実現へ向けての活動をしていきます。(委員長 高橋章夫)



群馬県庁エントランスにて。手前は、群馬県の形をしたアート作品